

令和 7 年 2 月 7 日

日本放送協会令和 7 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣の意見
(令和 7 年 2 月 7 日 諒問第 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、中村係長)

電話：03-5253-5777

令和 7 年度 収支予算、事業計画
及び 資金計画

日本放送協会

令 和 7 年 度 収 支 予 算

予算総則

第1条 日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和7年度収支予算の収入及び支出を別表第1 収支予算書のとおり定める。

第2条 令和7年9月30日までは、協会の放送の受信についての契約を締結した者から、令和7年10月1日以降は、協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。（以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。）

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第5に掲げる額を減ずることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団

体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居（人が独立して生活を営むことができるよう建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項及び第5項において同じ。）での受信契約を締結している者が、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での受信契約を締結し、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることと

する。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 国際放送（その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。）及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に關係あ

る経費の支出に充てることができる。

第 11 条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

令和7年度収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		603,494,909
	受信料	580,017,091
	交付金収入	3,735,558
	副次収入	8,079,532
	財務収入	5,250,728
	雑収入	4,285,000
	特別収入	2,127,000
事業支出		643,496,681
	国内放送費	324,411,091
	国際放送費	20,261,004
	国内放送番組等配信費	14,050,917
	国際放送番組等配信費	2,957,102
	契約収納費	46,261,818
	受信対策費	641,655
	広報費	6,669,315
	調査研究費	6,551,001
	給与	111,236,848
	退職手当・厚生費	31,338,233
	共通管理費	18,842,947
	減価償却費	55,900,000
	財務費	3,750
	特別支出	1,371,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		△ 40,001,772

(資 本 収 支)

(単位 千円)

款	項	金額
資 本 収 入		90,314,000
	前 期 繰 越 金 受 入 れ	32,817,000
	減 価 償 却 資 金 受 入 れ	55,900,000
	資 産 受 入 れ	1,597,000
資 本 支 出		90,314,000
	建 設 費	87,414,000
	出 資	2,900,000
資 本 収 支 差 金		—

国内放送番組等配信費のうち、必要的配信費は 68 億 7,829 万 3 千円、受信料財源任意的配信費は 4,864 万 3 千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は 32 億 8,766 万 2 千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は 35 億 9,063 万 1 千円である。

国際放送番組等配信費のうち、必要的配信費は 10 億 8,063 万 6 千円、受信料財源任意的配信費は 2 億 9,541 万 6 千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は 2 億 9,904 万 2 千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は 7 億 8,159 万 4 千円である。

必要的配信費の整理にあたっては、必要的配信費として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,013 億 6,790 万 9 千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,421 億 2,568 万 1 千円であり、経常収支差金は、△407 億 5,777 万 2 千円である。

事業収支差金△400 億 177 万 2 千円については、放送法第 73 条の 2 第 2 項本文の規定により還元目的積立金の一部をもって補てんする。

なお出資に該当する 29 億円については、資本収支において、同様に措置する。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業 収 支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業 収 入		5,982,942
	放送番組等有料配信収入	5,982,942
事業 支 出		5,568,828
	放送番組等有料配信費 広 報 費 給 与 退職手当・厚生費 共 通 管 理 費 減 価 償 却 費	5,175,740 169,792 98,267 23,165 99,874 1,990
事業 収 支 差 金		414,114

(資 本 収 支)

(単位 千円)

款	項	金額
資 本 収 入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資 本 支 出		1,990
	建 設 費	1,990
資 本 収 支 差 金		一

事業収支差金 4 億 1,411 万 4 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

(事業 収 支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業 収 入		1,155,219
	受託業務等 収 入	1,155,219
事業 支 出		962,268
	受託業務等 費	962,268
事業 収 支 差 金		192,951

事業収支差金 1億9,295万1千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

(令和7年9月30日まで)

地 上 契 約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約
衛 星 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

(令和7年10月1日以降)

地 上 契 約	地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
衛 星 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

別表第3 受信料額（消費税込額）

契 約 種 別	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地 上 契 約	1,100 円	6,309 円	12,276 円
衛 星 契 約	1,950 円	11,186 円	21,765 円
特 別 契 約	860 円	4,934 円	9,599 円

別表第4 受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契 約 種 別	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地 上 契 約	965 円	5,539 円	10,778 円
衛 星 契 約	1,815 円	10,416 円	20,267 円

別表第5 多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
その他の支払方法	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 180円

令 和 7 年 度 事 業 計 画

1 計画概説

令和7年度は、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施する。令和7年10月から放送番組等の配信に係る業務を必須業務として行い、放送でもインターネットでも、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、協会の使命を果たしていく。

事業運営にあたっては、適切な資源管理と最新テクノロジー活用等の業務改革を進め、コンテンツの質と量を確保する。命と暮らしを守る報道の深化に取り組むとともに、多様で質の高いコンテンツで公共的価値を創造する。国際発信は、質的充実を図るほか、リスク管理・ガバナンス強化に取り組む。全国ネットワークを活用して地域の課題や魅力を伝えるとともに、人にやさしい放送・サービスの提供の充実にも取り組む。

令和7年9月までのインターネット活用業務及び10月以降の任意的配信業務については、実施基準に示した費用の範囲の中でコンテンツを効果的に提供する。

協会の主たる財源である受信料の公平負担の徹底を図るため、時代に即した新たな営業アプローチを一層推進し、受信料収入を確保するとともに、副次収入・財務収入の増加など、財源の多様化を図る。

NHKグループ全体でガバナンスの強化を図り、アカウンタブルな経営を徹底するなど、視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に努める。

なお、インターネット活用業務及び任意的配信業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

(1) 東京・渋谷の放送センターの建替えについて、第1期の放送設備整備を進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本的な情報の提供や民主主義の基盤である多角的な視点の確保への貢献といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに

に、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

また、制作体制や管理体制等ガバナンスを強化するとともに、質的充実を進めることで、国際放送の使命を果たす。

(4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。また、放送と同じ情報内容や同じ価値を提供し、インターネット上においても、健全な民主主義の発達に資するという、公共的な役割を果たし、視聴者・国民の期待にこたえられるよう、より高い水準のサービスの提供を目指す。

(5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。

(6) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、新たな営業アプローチを推進し、受信料制度の理解促進を図ることで、受信料収入の確保に努める。

(7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与

する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(8) 情報空間全体の多元性確保への貢献のため、基幹となる二元体制維持に向けた放送ネットワーク効率化のための出資と、メディア産業全体の多元性確保に貢献するための出資を行う。

(9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(11) 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。

2 建設計画

建設計画については、総額 874 億 1,400 万円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、2 億 700 万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、40億4,400万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行う。

これらに要する経費は、17億5,600万円である。

(4) 放送会館整備計画

放送センターの建替えについては、第1期の放送設備整備を行うほか、建替えに合わせて、埼玉県川口市に大型スタジオの建設工事及び放送設備整備を進める。地域放送会館については、高知サブステーションの整備等を実施する。

これらに要する経費は、490億9,500万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。

これらに要する経費は、224億1,300万円である。

(6) 研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、94億4,400万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,500万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組と配信コンテンツの連携により、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。放送時間は、1日19時間を基本とする。

(イ) 衛星テレビジョン放送

NHK BSは、多彩な驚きと感動に出会えるチャンネルとして、自然、紀行、歴史、ドラマ等個性あふれるエンターテインメント、多彩なスポーツ、世界の「いま」を迅速かつ多角的に伝える国際情報等、バラエティー豊かな番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

NHK BS プレミアム4Kは、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブス番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を最高水準の8K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成

する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、多様な知的欲求にこたえる番組を編成する。語学番組の充実やインターネットとの効果的な連携により、利用しやすい形で学びの機会を提供する。放送時間は、1日17時間を基本とする。

FM放送は、音楽・芸能や文化・教養・教育まで幅広いジャンルで専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(イ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースやきめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。地域向け放送時間は、総合テレビジョンで1日1時間45分、ラジオ第1放送で1日2時間15分、FM放送で1日40分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BSの各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ（主に携帯・移動端末向けサービス）は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。

（カ）放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,240億1,903万1千円、番組の編成企画等に220億3,116万6千円で、総額2,460億5,019万7千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額783億6,089万4千円で

ある。

以上により、国内放送費総額は、3,244 億 1,109 万 1 千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、分断が一層深刻化する国際社会で、平和を希求する日本の視座に立って発信し、民主主義の発展に寄与する。終戦 80 年の節目に、蓄積してきた終戦関連番組やニュース、デジタル等で多角的に展開し、平和な世界の構築に貢献する。また、地震や津波、台風等を多く経験した日本ならではの知見を生かした防災関連情報を拡充するとともに、災害時には、訪日・在留外国人が必要とする情報を迅速に提供する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1 日 23 時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1 日 5 時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の

緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日74時間2分を基本とする。

このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額202億6,100万4千円となる。

(3) 国内放送番組等配信

命と暮らしを守る正確な情報を届け、災害時・緊急時の命綱としての役割を果たすとともに、インターネットでも、ニュース速報や様々なジャンルのニュースを、確実に速やかに伝える。また、幅広い世代に向けた豊かで良質なコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方

向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。

ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し番組配信サービスを行う。

地上及びNHK BSのハイブリッドキャストやNHK BS プレミアム4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

このほか、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。

これらに要する経費は、総額140億5,091万7千円となる。

(4) 国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信を行う。

日本の視点を伝えるニュースや、日本の文化の理解を促進するコンテンツ等、国際社会に広く視聴の機会を提供する。

このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額29億5,710万2千円となる。

(5) 契約収納

新たな営業アプローチを推進し、デジタル・書面・対面等、様々な施策を改善しながら組み合わせるとともに、外部企業等との連携を強化し、受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制に努める。

これらに要する経費は、総額 462 億 6,181 万 8 千円となる。

(6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額 6 億 4,165 万 5 千円となる。

(7) 広 報

視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額 66 億 6,931 万 5 千円となる。

(8) 調査研究

放送技術の研究については、A I を活用したコンテンツ制作支援技術、誤情報・偽情報への対策等メディアの信頼性向上に向けた技術、人にやさしい放送・サービスを実現するための技術等の研究開発を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額 65 億 5,100 万 1 千円となる。

(9) 給与

給与については、要員数の減等により、総額 1,112 億 3,684 万 8 千円となる。

(10) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額 313 億 3,823 万 3 千円となる。

(11) 共通管理

共通管理については、業務改革の推進による減等により、総額 188 億 4,294 万 7 千円となる。

(12) 有料インターネット活用業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は 59 億 8,294 万 2 千円、支出は 55 億 6,882 万 8 千円である。

(13) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は 11 億 5,521 万 9 千円、支出は 9 億 6,226 万 8

千円である。

(14) 信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営の徹底

一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、高い専門性に基づく現場力の強化に取り組む。ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する。

アカウンタブルな経営の徹底のため、ルール順守を徹底する組織風土の定着や、経営委員会・監査委員会によるガバナンスの強化を進める。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初頭契約件数	18,961,000	19,191,000	△	230,000
年度内新規契約件数	730,000	710,000		20,000
年度内解約件数	920,000	940,000	△	20,000
年度内増加契約件数	△ 190,000	△ 230,000		40,000
年度末契約件数	18,771,000	18,961,000	△	190,000

イ 受信料免除見込件数

区分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初頭免除件数	2,328,000	2,358,000	△	30,000
年度内新規免除件数	347,000	343,000		4,000
年度内解約件数	376,000	373,000		3,000
年度内増加免除件数	△ 29,000	△ 30,000		1,000
年度末免除件数	2,299,000	2,328,000	△	29,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初頭契約件数	21,708,000	21,867,000	△	159,000
年度内新規契約件数	450,000	470,000	△	20,000
年度内解約件数	630,000	629,000		1,000
年度内増加契約件数	△ 180,000	△ 159,000	△	21,000
年度末契約件数	21,528,000	21,708,000	△	180,000

イ 受信料免除見込件数

区分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初頭免除件数	743,000	744,000	△	1,000
年度内新規免除件数	105,000	104,000		1,000
年度内解約件数	106,000	105,000		1,000
年度内増加免除件数	△ 1,000	△ 1,000		0
年度末免除件数	742,000	743,000	△	1,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区分	令和7年度	令和6年度	増	減
年度初頭契約件数	15,000	16,000	△	1,000
年度内新規契約件数	0	0		0
年度内解約件数	0	1,000	△	1,000
年度内増加契約件数	0	△	1,000	1,000
年度末契約件数	15,000	15,000		0

(参考1)

有料契約見込総数

区分	地上契約	衛星契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	18,961,000	21,708,000	15,000	40,684,000
年度内増加契約件数	△ 190,000	△ 180,000	0	△ 370,000
年度末契約件数	18,771,000	21,528,000	15,000	40,314,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	地上契約	衛星契約	合計
年度初頭契約件数	205,000	155,000	360,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	1,000	0
年度末契約件数	204,000	156,000	360,000

(参考2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	11,281,000	4,053,000	2,462,000	1,165,000	18,961,000
年度内増加契約件数	△ 360,000	80,000	30,000	60,000	△ 190,000
年度末契約件数	10,921,000	4,133,000	2,492,000	1,225,000	18,771,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	91,000	30,000	40,000	44,000	205,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	0	1,000	△ 1,000
年度末契約件数	89,000	30,000	40,000	45,000	204,000

(2) 衛星契約

区分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	11,191,000	3,896,000	6,036,000	585,000	21,708,000
年度内増加契約件数	△ 330,000	40,000	80,000	30,000	△ 180,000
年度末契約件数	10,861,000	3,936,000	6,116,000	615,000	21,528,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	70,000	24,000	49,000	12,000	155,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	2,000	1,000	1,000
年度末契約件数	68,000	24,000	51,000	13,000	156,000

(3) 特別契約

区分	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	9,000	6,000	15,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	9,000	6,000	15,000

5 要員計画

区分	要員数
事業運営関係	9,899人
建設関係	169
合計	10,068

要員数については、年度内150人の純減を見込んだ
ものである。

令和7年度資金計画

1 資金計画の概要

令和7年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,035億9,433万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,139億8,154万3千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,800億1,709万1千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,764億4,568万4千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金24億1,154万7千円、国際放送関係など交付金収入37億3,555万8千円、有価証券の償還1,312億円、受取利息その他の入金898億154万9千円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,035億9,433万8千円である。

3 出金の部

事業経費5,856億5,416万9千円、建設経費874億1,400万円、出資29億円、有価証券の購入700億円、納付消費税その他の出金680億1,337万4千円を合わせ、出金額は、総額8,139億8,154万3千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

区分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1	前期末資金有高	64,100,235	93,906,249	76,885,438	80,306,207	—
2	入 金	264,380,946	162,538,985	211,211,936	165,462,471	803,594,338
	受 信 料	164,706,188	126,635,810	154,506,186	130,597,500	576,445,684
	固定資産売却代金	409,199	533,218	814,149	654,981	2,411,547
	交 付 金 収 入	4,661	125,961	1,802,556	1,802,380	3,735,558
	有 価 証 券 償 還	67,000,000	17,400,000	33,600,000	13,200,000	131,200,000
	受取利息その他の入金	32,260,898	17,843,996	20,489,045	19,207,610	89,801,549
3	出 金	234,574,932	179,559,796	207,791,167	192,055,648	813,981,543
	事 業 経 費	168,266,673	136,724,122	146,963,741	133,699,633	585,654,169
	建 設 経 費	27,471,978	11,124,202	20,947,955	27,869,865	87,414,000
	出 資	—	—	2,900,000	—	2,900,000
	有 価 証 券 購 入	21,000,000	14,000,000	21,000,000	14,000,000	70,000,000
	納付消費税その他の出金	17,836,281	17,711,472	15,979,471	16,486,150	68,013,374
4	期 末 資 金 有 高	93,906,249	76,885,438	80,306,207	53,713,030	—

日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見 (案)

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画（2024－2026年度）<2025年1月修正>」（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画については、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金400億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

また、現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

こうした状況にあって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、事業構造改革に不断に取り組むことが求められる。中期経営計画に沿って、更なる改革を進めることを期待する。

特に以下の点について配意すべきである。

1 国内放送の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 情報空間における偽・誤情報の流通・拡散によって、権利侵害や社会的混乱が発生する等、実空間に影響を及ぼす課題が発生するとともに、SNSの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、放送に対する国民・視聴者の認識に変化が見られる現状も踏まえ、健全な民主主義の発達に資するため、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供することが求められている。特に、報道に際しては、公共放送としての責務を更に果たしていくこと。

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や人口減少等の様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、こうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標や令和7年11月に東京2025デフリンピックが開催されることを踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 4K 8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化に努めること。また、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。
- 協会の国際放送にこのような役割が求められる中、令和6年8月に放送したラジオ国際放送の中国語ニュースの中で、協会の子会社が業務委託契約を結んでいた中国籍の外部スタッフが、尖閣諸島の帰属に関する発言等、ニュース原稿にはない日本政府の公式見解とは異なる発言を行ったことにより、自らの番組基準に抵触する放送が行われた事案について、今後このような問題が再び発生することがないよう、公共放送としての社会的責任を深く認識し、協会において示された再発防止策を徹底するとともに、必要な見直しを行うこと。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適

切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。また、外国人向け国際放送を円滑に実施するための協会の子会社である株式会社日本国際放送（JIB）については、広告料収入を含めて多様化を図るという創設趣旨を踏まえ、活用・強化を図ること。さらに、コンテンツ産業における競争力の確保等の観点から、国際放送において外部制作事業者との連携を進めること。

- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこととし、安定的な運用の確保に向け、八俣送信所の送信設備の移行工事については、迅速かつ確実な対応に努めること。

3 インターネットを通じた放送番組等の配信の適切な実施

- 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号。以下「改正法」という。）により、令和7年10月から放送番組及び番組関連情報の配信の業務が必須業務化されることを踏まえ、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組等を国民・視聴者に提供する役割を果たすこと。また、任意的配信も含めた具体的なサービスのイメージ等を早急に示すなどの情報提供を行うとともに、国民・視聴者の誤解や混乱が生じることがないよう、改正法に基づく適切な表示や措置等を行うこと。
- 改正法により必須業務化される業務のうち、放送番組の配信については、改正法の施行後においても、著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者との間で、継続的な協議を行い、いわゆる「フタかぶせ」を可能な限り減らしていくように努めること。また、配信の実施のためなお準備又は検討を要するものについて、中長期的なスケジュールを策定し、テレビ等の受信設備を持たない国民・視聴者に対しても、その環境に適した形態で協会の放送番組等を継続的かつ安定的に提供するという必須業務化の趣旨を貫徹するように努めること。
- 改正法により必須業務化される業務のうち、番組関連情報配信業務に係る業務規程の内容について、改正法に基づき学識経験者及び利害関係者から意見聴取を行ったところ、改正法の規定に適合していないとする意見は表明されなかった一方、実際の業務開始や今後の事業の運営等に向けて、番組関連情報配信業務の実施に関する意見や「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見などが表明された。協会が番組関連情報配信業務を実施するに当たっては、このような意見を踏まえて、適時の情報開示、業務の内容に係る継続的な議論及び検討、開始後早期の実施状況に関する評価などを行いながら、「公正な競争の確保」に支障が生じないことを確保すること。
- 任意業務として行うインターネットを活用した放送番組の配信については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、改正法の施行後においても、実施基準に基づき適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、公共放送の業務としての適切性を確保すること。また、インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、改正法により必須業務化される業務においても、引き続き放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 保有する放送番組等について、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。また、引き続き地方向け番組の配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、インターネットを通じた災害情報の提供に努めること。

4 経営改革の推進

- 令和7年度末に予定している音声波の整理・削減については、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮して実施するとともに、国民・聴取者への丁寧な説明を行うこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、令和5年度末に行われた衛星波の削減については、事業支出の削減等の経営上の効果や国民・視聴者への影響等の検証・明確化を行い、結果についての説明責任を果たすこと。また、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めること。さらに、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、「NHK BS」及び「NHK BSプレミアム4K」で外部制作事業者の活用に努めるとともに、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に従つて、特に価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じる等、適正な製作取引の確保に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めるとともに、関連団体が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について隨時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底については、過去に発生した事案や社会情勢の変化を踏まえ、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体において実現すること。
- 国民・視聴者に支えられている公共放送として、放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録等協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報の公開のほか、協会の諸活動についての一般の理解を深めるための情報の公開に関する施策を一層充実することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 映像伝送等の技術の研究開発を行い、その成果をスタートアップ等を含め広く社会に還元すること。また、偽・誤情報対策に係る技術の研究開発等に努めること。
- 基幹放送局提供子会社を活用した中継局の共同利用に向けた取組を滞りなく進めること等により、民間放送事業者との放送の二元体制の健全な維持・発展に必要な協力に努めること。
- 我が国放送コンテンツの認知度向上と国外への流通を促進するため、海外に配信するコンテンツの提供等においては、民間放送事業者と共同した事業を展開する等、先導的役割を果たすこと。
- 過去の過労死事案を忘れることなく、協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」等に基づき、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら職員の健康確保の施策を推進し、再発防止を徹底すること。
- 女性職員の採用及び役員（経営委員会委員を除く。）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行

動計画」に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- 国民・視聴者の受信料によって支えられる協会においては、その公平負担の確保が重要であり、特に、令和7年度は、新たに特定必要的配信の受信を開始した者にも受信料の負担を求めることになることを踏まえ、その重要性を改めて認識する必要がある。未契約者及び未払者対策について、協会は、デジタル・書面・電話等を用いた「新たな営業アプローチ」による効率的な契約・収納活動を進めるとしているものの、令和7年度の支払率は77%と前年度比で低下することが見込まれており、営業経費率は9.8%の見込みと近年上昇傾向にある。

契約・収納活動については、現状を容認することなく、効率化と公平負担の徹底の双方の観点から効果の検証を早急に行い、「新たな営業アプローチ」の運用方法を含め営業活動を隨時見直し、支払率向上を通じた受信料の適正かつ公平な負担の徹底のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。

- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払に国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法等について、不断に点検及び見直しを行うこと。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靭化等

- 令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたこと等を踏まえ、今後発生する可能性のある広域大規模災害を見据えた体制整備を引き続き行うこと。さらに、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援や様々な伝送路による情報の提供等、被災者に対する情報伝達手段の確保に引き続き努めること。
- 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の流通・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に引き続き呼びかけること。
- 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靭化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センター建替え等

- 放送センターの建替えについては、令和3年1月に公表された「NHK経営計画（2021－2023年度）」において、抜本的な見直しをする旨が示されたところであるが、その具体的な内容について現在まで明らかになっておらず、協会の経営に対して多大な影響を与えるものであることから、建替えの内容や工期等の見直しなどを早期に具体化することが必要である。その際、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、建設費の抑制に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

資料 2

電波監理審議会審議資料

令和 7 年 2 月 7 日

有効利用評価部会の活動状況 (令和 7 年 2 月 7 日 報告事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(宮良課長補佐、岩波官、今淵官)

電話：03-5253-5988

有効利用評価部会（第41回）会合

1 日 時：令和7年1月22日（水）16時00分～17時00分

2 場 所：Webによる開催

3 出 席 者：林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）、池永 全志、石山 和志、
眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

4 主な概要：令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）における「今後の検討課題」への対応について、議論を行った。

今後の当面の予定

有効利用評価方針の改定案のとりまとめに係る議論を予定。